

イングランドおよびウェールズの州特許裁判所，回復可能な損害額の上限を規定

2011年7月1日

JETRO デュッセルドルフ事務所

イングランドおよびウェールズの州特許裁判所（PCC: Patent County Court）について，回復可能な損害額の上限を50万ポンドに規定する命令が6月14日に発効した。

イングランドおよびウェールズにおいては，知財関連訴訟を提起する際，第一審として高等法院（High Court）の特許裁判所（Patent Court），および，州特許裁判所の2つの選択肢があり，州特許裁判所については2010年10月1日に民事訴訟規則（Civil Procedure Rules）および実施細則（Practice Direction）の改正が行われ，手続の簡素化および費用負担の軽減が行われたものの，両者の間に明確な基準が設けられていなかった。今後，50万ポンドを超える損害額を請求する訴訟については，州特許裁判所ではなく特許裁判所が管轄権を有する。

英国知的財産庁および英国弁理士会は，それぞれ6月14日にプレスリリースを行い，特に中小企業のビジネスを支援する観点から今回の変更を歓迎するとしている。

－ 命令の本文は，以下参照 －

[The Patents County Court \(Financial Limits\) Order 2011](#)

－ 英国知的財産庁のプレスリリースは，以下参照 －

[Small businesses given better access to justice to protect their rights](#)

－ 英国弁理士会のプレスリリースは，以下参照 －

[Patent attorneys welcome new law giving lower cost access to patent and design court cases](#)

－ イングランドおよびウェールズの州特許裁判所の利用ガイドに関する欧州知的財産ニュースは，以下参照 －

[イングランドおよびウェールズの州特許裁判所の利用ガイド（2011年7月1日）](#)

－ イングランドおよびウェールズの州特許裁判所の制度改正に関する欧州知的財産ニュースは，以下参照 －

[イングランドおよびウェールズの州特許裁判所の制度改正（2010年10月7日）](#)

（以上）